

第四十四条 小学校には、教務主任及び学年主任を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する教務主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは教務主任を、第五項に規定する学年主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは学年主任を、それぞれ置かないことができる。

3 教務主任及び学年主任は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。

4 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

5 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

第四十五条 小学校においては、保健主事を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する保健主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、保健主事を置かないことができる。

3 保健主事は、指導教諭、教諭又は養護教諭をもつて、これに充てる。

4 保健主事は、校長の監督を受け、小学校における保健に関する事項の管理に当たる。

第四十六条 小学校には、事務主任を置くことができる。

2 事務主任は、事務職員をもつて、これに充てる。

3 事務主任は、校長の監督を受け、事務をつかさどる。

第四十七条 小学校においては、前三条に規定する教務主任、学年主任、保健主事及び事務主任のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

第四十八条 小学校には、設置者の定めるところにより、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。

2 職員会議は、校長が主宰する。

第四十九条 小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

3 学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。

第二節 教育課程

第五十条 小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科（以下この節において「各教科」という。）  
、道徳、特別活動並びに総合的な学習の時間  
によって編成するものとする。

2 私立の小学校の教育課程を編成する場合は、前項の規定にかかわらず、宗教を加えることができる。この場合においては、宗教をもつて前項の道徳に代えることができる。

第五十一条 小学校の各学年における各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第一に定める授業時数を標準とする。

第五十二条 小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。

第五十三条 小学校においては、必要がある場合には、一部の各教科について、これらを合わせて授業を行うことができる。

第五十四条 児童が心身の状況によつて履修することが困難な各教科は、その児童の心身の状況に適合するように課さなければならない。

第五十五条 小学校の教育課程に関し、その改善に資する研究を行うため特に必要があり、かつ、児童の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条又は第五十二条の規定によらないことができる。

第五十六条 小学校において、学校生活への適応が困難であるため相当の期間小学校を欠席している  
と認められる児童を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する  
必要があると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、  
第五十条第一項、第五十一条又は第五十二条の規定によらないことができる。

第五十七条 小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たつては、児童の平素の  
成績を評価して、これを定めなければならない。

第五十八条 校長は、小学校の全課程を修了したと認められた者には、卒業証書を授与しなければなら  
ない。

第三節 学年及び授業日

第五十九条 小学校の学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第六十条 授業開始の時刻は、校長が定める。

第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、  
特別の必要がある場合は、この限りでない。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日

第六十二条 私立小学校における学期及び休業日は、当該学校の学則で定める。

第六十三条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができ  
る。この場合において、公立小学校についてはこの旨を教育委員会に報告しなければならない。

第四節 職員

第六十四条 講師は、常時勤務に服しないことができる。

第六十五条 学校用務員は、学校の環境の整備その他の用務に従事する。

第五節 学校評価

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、  
その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たつては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うもの  
とする。

第六十七条 小学校は、前条の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他  
の学校関係者による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行  
つた場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

第十五条第二項中、「第十二条の三第二項」を、「第二十四条第二項」に改め、「これを」を削り、  
第十四条を第二十七条とする。

第十三条第二項中、「これを」を削り、同条第三項中、「第五十一条の十」を、「第七十一条」に改め、  
同条を第二十六条とする。

第十二条の四を第二十五条とし、「第十二条の三を第二十四条とする。

第十二条及び第十二条の二を削る。

第十一条を削る。

第十条中、「教頭」を、「副校長及び教頭」に改め、第一章第二節中同条を第二十三条とする。

第九条の二中、「第八条各号」を、「第二十条各号」に改め、同条を第二十二條とする。

第九条を第二十一條とする。

第八条第一号イ中、「第八十二条の二」を、「第二百二十四条」に改め、同号口中、「教頭」を、「副校長、  
教頭、主幹教諭、指導教諭」に、「第八十二条の二」を、「第二百二十四条」に改め、同号二中、「学校教育  
法」を、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）第一条の規定による  
改正前の学校教育法」に改め、同条を第二十条とする。